

1 か月児健康診査のご案内

1か月児健康診査は、赤ちゃんの成長や発達、保護者の方の心配事や気になることを確認する大切な健康診査です。

多気郡3町では、1か月児健康診査を受診される際に助成を行っています。受診機関により助成方法が異なりますので、ご確認の上、受診をしてください。

対象者：医療機関が実施する保険適用外の1か月児健康診査で、受診日において多気郡3町に住民票があり、概ね生後1か月のお子さん(生後2か月まで)

助成金額：上限6,000円(1人1回限りです。)

手続き方法



1. 松阪地区医師会管内実施医療機関(裏面参照)で受診する場合

医療機関の窓口に①～③を提出します。

① 1か月児健康診査結果票(太線内を記入)、② 母子健康手帳、③ マイナ保険証等

・公費負担額(6,000円)で受診できます。

・1か月児健康診査結果票は受診した医療機関から多気郡3町担当課へ郵送されます。

2. 1以外の医療機関で受診する場合

1. 医療機関の窓口に①～④を提出します。一旦、全額自費でかかった費用をお支払いください。

① 医療機関への依頼文書(結果票に添付されたもの又は各町ホームページよりダウンロードしたもの)、

② 母子健康手帳、③ 1か月児健康診査結果票、④ マイナ保険証等

2. 多気郡3町担当課へ以下の①～⑤を準備して、申請してください。

① 申請書(出生届出時にお渡ししたもの又は各町ホームページよりダウンロードしたもの)、② 母子健康手帳、③ 領収書(1か月児健康診査に係る支払額がわかるもの)、④ 受診した医療機関の結果の記入がある1か月児健康診査結果票、⑤ 振込先がわかるもの

・申請期日 受診日から6か月以内(期日内に申請できない場合は、下記にお問い合わせください。)

・保険診療で実施した場合は対象外になります。

3. 後日、申請された金額を振込みさせていただきます。

問い合わせ先

多気町役場 こども課 こども未来係 電話 0598-38-1154

明和町役場 こども課 子育て係 電話 0596-52-7123

大台町役場 福祉課 子育て支援係 電話 0598-82-3783

※ 実施医療機関
(R8年4月時点)

医療機関名	住所	電話番号
イワサ小児科	松阪市下村町 527	0598-29-0051
おおはし小児科	松阪市大足町 671-2	0598-21-7722
とうご小児科	松阪市光町 1070-5	0598-26-1010
はせがわこどもクリニック	松阪市射和町 603	0598-60-0708
安田小児科内科	松阪市上川町 2194-3	0598-28-8828
井口小児科	松阪市嬉野町 1455-3	0598-42-2900
済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1区 15-6	0598-51-2626
桜木記念病院	松阪市南町 443-4	0598-21-5522
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	0598-21-5252
大久保クリニック	松阪市宝塚町 1509-5	0598-22-0220
鷺尾小児科	松阪市殿町 1466-41	0598-21-7137
上瀬クリニック	多気郡大台町新田 472-4	0598-85-0106

※ 受診には、予約が必要な場合があります。
 ※ 受診前に医療機関に問い合わせいただくことをお勧めします。



1か月児健診 助成フローチャート

